

動物用医薬品の 個人輸入のリスク



をご存じですか？



農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課 薬事監視指導班

※犬猫等のペットに使用するために動物用医薬品の個人輸入を考えている方には、かかりつけの獣医師に相談されることをお勧めします。
詳しくは裏面をご覧ください。

個人輸入には**リスク**が伴います。
個人輸入を行う際は、その必要性と**リスク**を十分に
考え、注意することが大切です。

偽造品である可能性

- 本来入っているはずの成分が入っていない。
- 入っていない成分が入っている。
- 不衛生な環境で製造されている。

※偽造品の特徴として、説明書や外箱の記載事項（使用量など）が間違っていることがあります。また、外箱のない商品もあり、このような商品については、記載を確認することもできませんので、十分に注意してください。

重大な副作用の可能性

- 動物用医薬品の中には、安全な使用を図るため、獣医師による診察及び処方が必要とされているものがあります。そのような動物用医薬品を専門的な指導を受けずに個人輸入して使用した場合、重大な副作用等の健康被害が発生する可能性があります。
- 個人輸入された医薬品等については、獣医師などの専門家でも、その成分や作用等に関する十分な情報を有しておらず、副作用等に迅速に対応することができない場合があります。

購入先とのトラブルになる可能性

- 個人輸入代行と称して外国製医薬品等を違法に広告し、購入を勧める仲介業者のHPがあります。
- 海外で承認されているとの記載があったとしても、事実かは不明です。
- 輸入代行業者を通じて購入した動物用医薬品等により生じた健康被害については輸入代行業者は責任を負わず、購入者の責任とされる可能性があります。

輸入時に通関トラブルになる可能性

- 何でも自由に輸入できるわけではなく、様々な法令により、輸入が規制される製品もあります。

※獣医師でない個人の方が、牛や豚等の食用に供する動物に使用するために動物用医薬品を輸入する事は法律により禁止されております。

※個人輸入した医薬品を他者に販売・授与した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその両方に科される可能性があります。

問い合わせ先:薬事監視指導班 電話番号:03-3502-8111(内線:4531)